

### 申 16 号

## 賃金制度等の改正(追加)に関する要求申し入れ 提出!

賃金制度等の改正(追加)については、解明申し入れとして10月3日に申13号を提出し、団体交渉を行ってきました。解明交渉では、追加提案に至った理由及び新たにキャリア加算の対象とした基礎的資格等の判断基準などについて議論してきました。しかし、基礎的な資格が次のステップへの起点であるという回答がなされるものの、車両・施設・電気それぞれで対象となる基礎的な資格の取得を通じた具体的な次のステップや新たなキャリア加算の対象となる基礎的資格の基準が明確にならず認識の一致を図るには至りませんでした。

とりわけ、新たにキャリア加算の対象となる基礎的な資格の位置づけを明確にすることなしには、ジョブローテーションの趣旨を更に深度化させるためのキャリア加算との整合性が図れません。そのため、追加提案の内容と目的を深掘りさせ、更にキャリア加算の対象を豊富化させることを通じて、多様な経験と働きがいの向上に繋げていくことが必要であることから、職場からの声をもとにして、本日以下のとおり要求を申し入れました。

### 【要求項目】

1. 各区分内の部門ごとにおける基礎的資格の位置づけを明確にすること。
2. 基礎的な資格の取得の有無に拘わらず、既に区分内における多様な業務を経験している場合は、キャリア加算の対象とすること。
3. 技能手当の支給対象として定められている支給基準の資格及び資格別点数表に定められている資格の取得をキャリア加算の対象に追加すること。
4. キャリア加算の対象となる基礎的資格のうち、資格名称を以下のように改めること。
  - (1) 車両の区分における一級鉄道車両製造・整備技能士を二級鉄道車両製造・整備技能士とすること。
  - (2) 電気の区分における工事担任者(1種・総合種)を工事担任者(3種)とすること。
5. キャリア加算の対象となる基礎的資格の取得に以下の資格名称を追加すること。
  - (1) 施設の区分に、コンクリート主任技士
  - (2) 電気の区分に、第3級陸上特殊無線技士、電気通信主任技術者
6. 車両・施設・電気の区分以外において修得している資格を基礎的資格と位置づけ、キャリア加算の対象に追加すること。
7. 基礎的資格の取得が採用2年未満の場合においても、キャリア加算の対象とすること。

**これが職場から出されている意見・要求だ!**